

# 夏期農業基本調査の実施について



来る8月1日を期して、県下一斉に夏期農業基本調査を実施することになりました。

御承知のとおり、この調査は県独自の統計として、農業に関する最も重要な調査で、農業経営の実態を明かにし、県及び市町村における行政施策の基礎資料を作成するための調査であります。従つて農家から申告された調査事項は、統計以外の目的には絶対使用いたしませんから、安心してありのままの事実を正しく申告していただくように説明願います。

調査の対象となるものは、経営耕地面積5畝以上の農家、及びその他の農業事業体（学校、会社、協同組合、試験場、その他の共同経営等）であります。しかし経営耕地面積が5畝未満であっても、農業（耕種、養畜、養蚕の一以上）を営んで、昭和29年における農業生産物の販売額が2万円以上であれば、例外規定の農家として調査の対象となります。

この調査の実施に当り、7月下旬に各市町村の農業統計調査員は、各農家を廻つて調査票を配付すると共にその記入方法についての質問に対し、十分納得のゆくまで説明して、記入漏れや、誤りのないよう指導願います。なお調査事項は次の7項目です。

1. 世帯主(管理者)の氏名
2. 世帯員の数(うち農業従事者数、二、三男の数)世帯員の数とは、ふだん同一世帯に住んでいる者で、一時的の旅行や、短期間の出稼等に出ている者も世帯員として入れて下さい。また農業従事者とは、世帯員のうち年間60日以上自家農業に従事した者を年齢別に記入して下さい。

農家二、三男とは、ふだん同一世帯に住んでいる者で、戸籍上のいかににかかわらず、将来家を離れて独立または分家することを予定している満15才以上満30才未満の男子をいいます。なお農家二、三男についての調査項目は次の六つであります。

イ、自家農業に従事（常に従事、他に職なく時々従事）  
ロ、農家以外の自家産業に従事  
ハ、職員勤務  
ニ、賃労働  
ホ、学生、生徒  
ヘ、その他

## 3. 経営土地の面積

あなたの家の耕地を田、畑(普通畑、その他の畑)樹園地(果樹園、茶園、桑園、その他の樹園地)別に記入するので、散在的な樹園地については、園地の樹冠の投影面積が1畝以上のものを調査します。

4. 田畑(樹園地を含む)の増減面積とは、過去1年間に耕地面積の増減があつた場合のみ、田、畑別所有地、借入地別に記入するのです。

## 5. 夏作物の作付面積

調査票(4)の事項については、各農家で栽培している夏作物の作付面積を記入するものです。該当のないときはそのまま空欄にしておいて下さい。

## 6. 農業用機械

農業用機械は次のとおり区分して記入するものです。

イ、農家単独所有とは、農家において所有する機械を調査票(6)にある機械の区分により記入するものです。ただし8月1日に他人に貸している機械は記入しますが、他人から借りている機械は記入する必要がありません。

ロ、農家共同所有とは、農家が共同で買入れた機械を常時保管している農家で記入して下さい。(たとえば10軒の農家で共同所有の場合でも常時保管している農家から申告するので、残り9軒の農家では記入の必要がありません。)

ハ、地方公共団体(市町村役場)農業協同組合から借りて使用している農機具は記入の必要がありません。

ニ、地方公共団体(市町村役場)、農業協同組合所有にかかる農機具について、今回特に所有台数を調査することになりましたから調査漏れのないよう注意して下さい。

## 7. 堆肥小屋の有無

堆肥小屋の有無を調査票(7)により、イありますロありません、のうち該当する文字を○印で囲んで下さい。

